平成２１年（フ）第１５号
和歌山県日高郡美浜町和田1312番地、住民票上の住所和歌山県日高郡由良町大字江ノ駒37番地の１
債務者　山本　　清
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１６号
和歌山県日高郡美浜町和田1312番地、住民票上の住所和歌山県日高郡由良町大字江ノ駒37番地の１
債務者　山本　涼子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第２１８号
岡山県浅口市寄島町3975番地３
債務者　岡辺　　健
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
愛媛県今治市馬越町２丁目４番43号　コーポラティブハウスＢ棟、旧住所愛媛県今治市山路543番地４
債務者　在間鉄筋こと　在間　啓清
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第６０号
愛媛県今治市北鳥生町４丁目６番33号　センコーハイツ今治407号
債務者　齋藤　智子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１２６１号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目１番５―102号
債務者　小野　隆功
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９５号
札幌市白石区川北２条３丁目３番５号
債務者　三浦　知之
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉148番地１、申立時の住所北海道石狩郡当別町太美町1473番地194
債務者　酒井やよい
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７９号
北海道江別市中央町19番地の７
債務者　鎌田　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２３号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目４番１―202号
債務者　遠藤　修一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２４号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目４番１―202号
債務者　遠藤　雅枝
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４６号
札幌市白石区北郷２条３丁目１番１号　フォーサイトロイヤル203号
債務者　長田　和彌
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６０号
札幌市清田区里塚１条３丁目２番40―503号
債務者　柴　　敦子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７５号
北海道江別市向ケ丘43番地の15
債務者　川崎　昌代
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０８号
札幌市東区北13条東８丁目２番１―203号
債務者　渡辺　健二
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１８号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目１番５号　パンプキンハウス101号
債務者　宇野由加里（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５７号
札幌市清田区清田７条３丁目13番21号　メモリアル清田101号
債務者　大谷　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部